

令和3年9月13日

竹原市独自の追加支援制度 受付開始 ～竹原市中小企業者等支援金～

緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した市内の中小法人・個人事業主に対する、竹原市独自の追加支援金の給付受付を開始しました。

○給付金額 1 事業者一律10万円（事業に関する家賃負担がある場合15万円）

○給付対象者 竹原市内にある事業所等を運営する中小法人・個人事業主等で、緊急事態措置等の影響を受け、（1）または（2）のいずれかに該当する事業者

（1）次のいずれかの給付を受けている者

ア 広島県の「感染症拡大防止協力支援金」

イ 広島県の「大規模施設等協力金」

ウ 国の「月次支援金」

エ 広島県の「頑張る中小事業者月次支援金」

（2）令和3年5月から令和3年9月までのいずれかの月の売上が、令和2年又は令和元年の同月と比較して20%以上減少した者

○受付期間 令和3年9月13日（月）から令和3年12月28日（火）まで
（当日消印有効）

○申請方法 申請書を竹原市ホームページからダウンロードして、添付書類を同封して産業振興課へ郵送。
（密集を避けるため、ご協力をお願いします。）

問い合わせ

総務企画部 産業振興課 商工観光振興係 担当：平本・道面

T E L 0846-22-7745 F A X 0846-22-1113